

竹原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策に資することを目的として、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、竹原市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、竹原市補助金交付規則(昭和35年竹原市規則第11号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度(以下「前年度」という。)の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に、夫若しくは妻又は夫婦共同名義で新たに市内に住宅を取得し、又は市内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) リフォーム費用 婚姻を機に、夫若しくは妻又は夫婦共同名義で住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (4) 引越費用 婚姻を機に、本市への転入又は本市内での転居に伴い引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象世帯」という。）

は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、前年度に本事業による補助金の決定を受けた世帯であって、その受給した額が、前年度の補助上限額に達しなかったものは補助対象世帯（以下「継続補助対象世帯」という。）とする。

- (1) 対象となる住居が本市内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得(交付申請の時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。)が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦共に市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助(継続補助対象世帯が受けた補助は除く。)又は他の市区町村による類似の補助を受けたことがないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から、夫婦共に3年以上本市に定住する意思があること。
- (8) 夫婦共に竹原市暴力団排除条例(平成23年竹原市条例第14号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用及び引越費用を合算した額とし、次の各

号に掲げる金額を上限とする。ただし、継続補助対象世帯については、前年度の補助上限額から前年度に補助金を受給した額を差し引いて得た額を上限とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合 1世帯当たり60万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1世帯当たり30万円

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の対象となる経費は、申請日の属する年度内に夫婦のいずれかが支払った住居費、リフォーム費用及び引越費用とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までの経費を補助金の交付対象とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、竹原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書(継続補助対象世帯は除く。)
- (2) 夫婦の住民票の写し(継続補助対象世帯は除く。)
- (3) 夫婦の所得証明書(継続補助対象世帯は除く。)
- (4) 夫婦の納税証明書
- (5) 住宅の工事請負契約書、請書又は売買契約書の写し(住宅を取得又はリフォームした場合)
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合)
- (7) 住宅の取得費又はリフォーム費や賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住居費又はリフォーム費を申請する場合)
- (8) 引越しに係る領収書等の写し(引越費用を申請する場合)
- (9) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費を申請する場合)
- (10) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合。継続補助対象世帯は除く。)
- (11) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (12) 無職・無収入申立書兼誓約書(様式第3号の2)(申請時に無職の場合)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、竹原市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、竹原市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定)

第6条の2 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、第5条に定める補助対象期間内に交付申請を行うことが困難な者は、竹原市結婚新生活支援事業資格認定申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- (6) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6条の3 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、資格の認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、資格を認定することを決定したときは、竹原市結婚新生活支援事業資格認定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、資格を認定しないことを決定したときは、竹原市結婚新生活支援事業資格却下決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 第6条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに竹原市結婚新生活

支援事業補助金変更交付申請書（様式第 9 号）に、第 5 条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の支払の可否を決定し、竹原市結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書（様式第 10 号）又は竹原市結婚新生活支援事業補助金変更不承認通知書（様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 8 条 第 6 条第 2 項又は前条第 2 項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、竹原市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、竹原市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 13 条）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の竹原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の竹原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の竹原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。